

主 眼 着 眼	着 眼 点
第 1 適切な入所児童支援の確保 1 入所児童支援の充実	施設入所児童への支援等について、児童の保護者等及び関係機関との連絡調整が図られているか。 (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。 (2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。 (3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。 ア 全体的な計画を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。 イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。 ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。 エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。 (4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。 (5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 (6) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。 (7) 障害児保育は適切に実施されているか。 (8) 児童票の状況 ア 児童票は作成されているか。 イ 児童票は活用されているか。 (9) 適切な給食を提供するよう努めているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 入所児童の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 ク 給食材料が適切に用意され、保管されているか。 ケ 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。 コ 3才児未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がされているか。

	サ 食中毒対策が適切に行われているか。 シ 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。 (10) 入所児童の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 (11) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか。 ウ 入所定員の規模に応じて、必要な嘱託医が置かれているか（必要な日数、時間が確保されているか。）。 また、個々の入所児童の身体状況・症状等に応じて、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。 (12) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。 (13) 入所児童や保護者からの相談に応じる体制がとられ、相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (14) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。 (15) 実施機関との連携が図られているか。 (16) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。
2 入所児童の生活環境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 (1) 入所児童が、安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。 (2) 保育室等が、設備及び運営基準に合った構造になっているか。 (3) 保育室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。
第2 保育所運営の適正実施の確保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。 また、運営費を財源に運営する保育所の経理事務は、適切に事務処理され、運営費が適切に使われているか。
1 施設の運営管理体制の確立	(1) 入所定員及び保育室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は整備されているか。管理規程、経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 保育所運営に必要な帳簿は整備されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 保育所の職員は、専ら当該保育所の職務に従事しているか。 (6) 保育所長に適任者が配置されているか。 ア 保育所長の資格要件は満たされているか。

2 必要な職員の確保と処遇
の充実

- イ 保育所長は専任者が確保されているか。
- ウ 保育所長がやむなく他の役職を兼務している場合は、保育所の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
- (8) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物・設備の維持管理は適切に行われているか。
- (9) 当初予算及び補正予算の編成の時期と積算が適切か。
- (10) 会計経理が適切に行われているか。
 - ア 運営費の請求金額が適正か。
 - イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。
 - ウ 利用者負担金（職員給食費、延長保育・一時保育・私的契約児利用料等）が適正な額となっているか。
 - エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。
 - オ 現金、預金等の保管が適切に行われているか。
 - カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。
- (11) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
 - ア 保育所の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
 - イ 運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当か。また、その積算根拠は明確にされているか。
 - ウ 当期末支払資金残高は、優先的に各種積立金に充てられているか。
 - エ 当期末支払資金残高及び積立金は、安全確実な方法で管理運営されているか。また、取崩し等についての手続きは適正に行われているか。
- (12) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所児童の処遇等に必要な改善を要するところはないか。

当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。
- (13) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
- (1) 給与規程等の各種規程は、整備されているか。
- (2) 労働時間の短縮等、労働条件の改善に努めているか。
 - ア 労働基準法等の関係法規は、遵守されているか。
 - イ 職員健康診断等の健康管理は、適正に実施されているか。
- (3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。
- (4) 通勤・住居手当等の各種手当について規定され、適正に支払われているか。
- (5) 労働基準法第24条、第32条の4、第36条の労使協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか（労働基準法第24条の労使の協定については、労働基準監督署への提出義務なし）。
- (6) 職員研修等の資質向上対策について、その推進に努めているか。

3 防災対策の充実強化	(7) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 (1) 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン等の設備が整備され、また、これらの設備について、専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、必要回数以上適切に実施され、そのうち1回は、夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 (2) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (3) 防犯について配慮されているか。
--------------------	---